

## 服部事務所 だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp

http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

平成21年1月号



# 新年おめでとうございます

## 今年は、労働契約に注目

### 企業は人なり

労働局等に寄せられる労働相談は、1年間に約100万件。解雇・退職 賃金(残業代不払い等)労働条件不利益変更等がその上位に。

企業にとって重要なのは、昔から ヒト モノ カネと言われます。そのヒトで、今問題が多発しています。

### 労働契約法を活かして

昨年3月労働契約法が施行されました。これは、労働契約を重視するという当然の方向です。

日本の中小企業では、契約についてあいまいなまま働くという傾向がありました。企業が成長を続ける高度成長時代はまだそれでもよかったのかもしれませんが、現在のように厳しい経済情勢、経営状況のもとでは、矛盾が噴出することになります。「約束と違う」(労働者)「このまま働いてもらうわけにはいかない」(事業主)などと。

労働契約をきちんと結ぶことは、労使双方にとって無用の対立を防止する上でも、何より労働者が会社のために意欲をもって働く上でも、大切です。

### 就業規則の見直し・労働条件通知書の交付

#### 就業規則の見直し

就業規則を自分の会社にあったものにする、今の法律にあったものにする、ということが大切です。会社の体制に何らかの変更があったとき、法律が変わったとき、見直しましょう。

#### 労働条件通知書の交付

「こういう条件であなたを採用しますよ」と事業主が言い、「分かりました」と労働者が応える、それを文書化したのが、労働条件通知書(労働契約書)です。通知書に書いてないことは、就業規則の条項が適用になります。

事業主にとってどういう人を採用するのは、大きな問題。そのスタートをきちんとすることが大切です。

本年もよろしくお願ひいたします。

## 改正労働基準法」が成立！

本法の施行は平成22年4月とまだ先ですが、「月の時間外労働が一定時間を超えた場合の賃金割増率のアップ」と「労使協定締結による5日以内の時間単位での年次有給休暇制度の創設」が大きな柱である本改正は、今後の労務管理実務に大きな影響を与えるものです。

### 賃金割増率のアップ

本改正の1つ目の柱は、「月の時間外労働が一定時間を超えた場合の賃金割増率のアップ」です。月の時間外労働時間が45時間を超え60時間までの場合の割増賃金率については、2割5分以上の率で、労使協定で定める率とし（努力義務）、60時間を超えた場合の割増賃金については5割増とする、とこの内容です。

上記の「60時間」の部分については、当初の案では「80時間」とされていましたが、野党などの強い反対により、審議のうえ修正されました。

### 時間単位の有給休暇が可能に

本改正のもう1つの柱は、「労使協定締結による5日以内の時間単位での年次有給休暇制度の創設」です。労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者）との労使協定で「時間単位で有給休暇を与える労働者の範囲」、時間を単位として与えることができる有給休暇の日数（5日以内）などを定めることにより、従来よりも細かい単位で有給休暇を取得できるとする内容です。

時間単位で細かく取得できるようになることにより、近年落ち込んでいる有給休暇取得率アップ

につなげることが、本改正の目的です。

### 施行日と中小企業への猶予

改正法の施行日は「平成22年4月1日」と定められており、企業においては就業規則の整備や労使協定の締結などの対応が必要となりますが、割増率のアップの規定については、「中小事業主の事業については、当分の間、適用しない」とされています。

なお、「こ」でいう「中小事業主」とは、その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三〇〇人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については一〇〇人）以下である事業主をいいます。

## 新年度にむけて、新たに従業員の雇入れ等を考えておられる事業主の方へ

### 助成金制度の活用を検討されてみませんか？

雇用保険適用事業所の事業主の方に対して支給される助成金等がいくつかあります。

例えば 新たな雇入れに対する助成金として トライアル雇用奨励金(1人月額4万円3ヶ月まで) 雇用支援制度導入奨励金(1人30万円) 特定求職者雇用開発助成金(1人60万円～) 等、雇用の維持等に対する助成金として定年引上げ等奨励金(40万円～) 等があり、他にもいくつかの助成金があります。

これらの助成金を受けようとする場合、いくつかの支給条件に当てはまる必要があります。

助成金の活用を検討される場合は、事前のできるだけ早い時期に、当事務所まで一度ご相談ください